

「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則の制定について」
 に対するパブリック・コメントの結果について

平成20年10月14日
 日本証券業協会

本協会では、協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則の制定について、平成20年9月12日から同20年10月3日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（16件、6社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当条文	意見	考え方
1	全般	第1条では「協会の従業員における不公正取引を防止し」と、第3条では「インサイダー取引、投機的利益を目的とした取引その他の不公正取引を行っているとの疑念を抱かれることのないよう努めなければならない。」と謳っているにも拘らず、第2条の「特定有価証券等に係る売買等」の定義において、金融商品取引法（以下金商法）第166条に規定するインサイダー取引のみが対象となるような印象を与える構成になっている点を修正したほうが良い。特に法人関係情報を利用した売買については、金融商品取引業者の禁止行為として金商法に定められたものであり、対象となる取引として明確にすべきである。	法令において、法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為は禁止されております。 本規則においても、第5条において、法人関係部門に所属する従業員に係る売買等の自粛について、を規定する予定であり、御指摘いただいた、法人関係情報を利用した売買についても本規則の対象と考えております。
2		金商法 166 条では投資証券は対象となっていないが、REIT やベンチャーファンドなどの投資証券では未公表の	本規則においては、インサイダー取引の対象となる上場会社等の特定有価証券等について、社内規定を制定する等

項番	該当条文	意見	考え方
		情報をもとに売買を行うことが可能であり、インサイダー取引に極めて類似した取引が行われる恐れがある。このことは、投資法人の有価証券報告書にも明記してある周知の事実であることから、投資証券を対象に含めるべきである。	を定めております。 なお、この規則は、各協会員が定めるべき社内規則の最低限の内容を示しているものであり、御指摘いただいた有価証券等については、各協会員が必要に応じて、規定するものと考えております。
3	第2条	「法人関係部門」とは、「業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。」としているが、具体的には、どのような部門を指すのか。	「法人関係部門」とは、例えば、法人業務、引受業務及び売買管理業務を担当する部門並びに発行会社に係る合併、買収、公開買付け、新株式等の募集等について関与する部門等が考えられます。
4	第4条	当該規定は、従業員の有価証券取引についての社内規則とは別の「内部者取引管理規程」で規制していますが、現在の社内規則に既に当該内容について規制等がある場合には、その社内規則の見直しで対応すればよく、新たな社内規則を制定する必要は無いとの認識ですがそれで良いのでしょうか。	その理解で結構です。
5		今回の規則に基づいた「社内規程モデル」は作成されるのでしょうか。	本件に関しては、社内規則モデルを作成する予定はありません。
6		既に従業員による有価証券取引に関する社内規則を制	インサイダー取引を防止する観点から、協会員におい

項番	該当条文	意見	考え方
		定している会員においては、脱法行為を防止する趣旨から、従業員の家族についても規制の対象としているところが少なくないが、本規則（又は社内規定モデル等）においては、従業員の家族（例えば扶養家族）を規則の対象とすることを想定していないのか。	て、規定することを妨げるものではありません。
7		今回の規則では、従業員の家族についての規定はありませんが、規制の対象とする家族の範囲は各社の判断で制定してもいいでしょうか。	
8		規則第4条各号に掲げる社内規則に規定すべき事項のうち、第2号の口座開設手続に関する事項について、会員に限定して規定を設ける理由は何か。本規則で対象とする売買等の主体に特別会員の使用人が含まれていることに鑑みると、特に会員に限定する必要はないと考える。	当該規定について、特別会員等にあつては、自社に口座を開設することはないことから、適用除外としました。
9		第4条第3号に規定される「売買等の手続に関する事項」については、会員に限ることとしていただきたい。 特別会員にあつては、会員と異なり、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買に関する事項ではなく、第4条1項3号の売買等の手続に関する事項についても、従業員に対し売買の事実を届出させることくらいし	当該規則は、協会の従業員におけるインサイダー取引等、不公正取引を防止する観点から制定するものであります。 当該条文は、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関するしないにかかわらず、協会の従業員におけるインサイダー取引等、不公正取引を防止する観点から、各

項番	該当条文	意見	考え方
		かない。	協会員の実情に応じ、社内規則を制定すべきものであると考えております。
10	第5条	「自己が担当する上場会社等」とは、一般的には事業法人部等の法人営業員の担当会社が該当するものと考えられるが、例えば、リテール営業における上場会社等の役員の個人口座が開設されている場合や、主としてブローカー業務を行い、例外的にファイナンス等に関与することのある支店の場合も、「自己が担当する上場会社等」に含まれるのか。可能な限り明確に定義していただきたい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されることとなりますが、当該規定は、法人関係部門に所属する従業員が対象となりますので、上場会社との取引が限られる等、法人関係部門を持たない協会員にあつては、対応は不要と考えられます。 また、御指摘の「リテール営業における上場会社等の役員の個人口座」の担当者や「主としてブローカー業務を行い、例外的にファイナンス等に関与することのある支店」は、一般的には、法人関係部門に所属する従業員ではないと考えられます。
11	第4条 第5条	同規則の制定の主旨については理解できるものである。信用金庫・信用組合等の地域金融機関は、取引先の規模等について制限があり、同規則の対象となる上場会社との取引はほとんどないのが現状である。また、本件の主旨である「法人関係部門に所属する従業員に係る売買等の自粛」の前提となる法人関係部門を特定することも現実的ではないように思われる。同様に信用金庫、信用組合の役職員が上場会社の特定有価証券にかかる内部者情報を取得	当該規則は、協会員の従業員におけるインサイダー取引等、不公正取引を防止する観点から制定するものであります。 当該条文は、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関与するしないにかかわらず、協会員の従業員におけるインサイダー取引等、不公正取引を防止する観点から、各協会員の実情に応じ、社内規則を制定すべきものであると考えております。

項番	該当条文	意見	考え方
		<p>すること自体もレアケースと思われる。</p> <p>登録金融機関職員には、現状、株式等取引に関し「地場出し」の規制を受けておらず、その取引内容を金融機関側がチェックすることは事実上不可能であり、当人の良識に依存せざるを得ない。</p>	
12	第6条	<p>「定期的な検査」とは、全店一斉に年1回行うような点検作業を指すのでしょうか。</p> <p>「定期的な検査」を行うのは、独立した監査部門等が行うとの認識でいいのでしょうか。</p> <p>また、その場合は監査部等が行う営業店への臨店検査だけでは不十分なのでしょうか。</p>	<p>基本的には各協会員がどのような社内規則を作成するのかによりますが、当該規定は、協会員において作成された社内規則が遵守されているかどうか何らかの形でチェックされている仕組みが最低限必要であるという趣旨で制定したものであります。</p> <p>「定期的な検査」の検査の方法や周期については、各協会員の実情に応じ、適切に対応いただければと考えております。</p>
13		<p>第6条に規定する「定期的な社内検査」について、現在当社で行っている業務と照らし合わせますと、以下のものが想定されますが、具体的に何を行ってれば本条を充足すると考えられるかにつきご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買審査部門における取引精査（日々）…社内規則違反（売買期間制限等）のチェック ・ 監査部門における社内監査（年1回程度）…売買審査部門に対して、売買審査態勢全部門に対して、社員口座の管理状況、売買事前承認の有無確認等 	

項番	該当条文	意見	考え方
14		<p>「定期的な検査」とは具体的にどの程度の周期を想定しているのか。また、検査は内部監査部門による臨店検査時に実施する形式、または売買監視部門による一斉点検の形式あるいはそれ以外の形式を想定しているのか。</p>	
15		<p>規則第6条では、従業員における売買等が社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない旨が規定されているが、各協会員が個別に定める社内規則・ルールに則った独自の方法により、不公正取引を防止するための適切性が確保され、本規則の制定の目的を満たしている場合には、これをもって、当該定期的な検査が行われているものと理解してよいか。</p>	<p>基本的には各協会員がどのような社内規則を作成するのかによりますが、当該規定は、協会員において作成された社内規則が遵守されているかどうか何らかの形でチェックされている仕組みが最低限必要であるという趣旨で制定したものであります。</p> <p>御指摘いただいた方法は、具体的には分かりかねますが、社内規則が遵守されていることのチェックがされている方法であれば、それもやり方の1つであると考えます。</p>
16		<p>特別会員にあって第6条の検査に関しては、会員のように売買取引情報を管理する立場にはなく、売買取引情報を入手する術もなく、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が適正かを検査するなど不可能であることから、会員に限ることとしていただきたい。</p>	<p>基本的には各協会員がどのような社内規則を作成するのかによりますが、当該規定は、協会員において作成された社内規則が何らかの形で遵守されているかどうかチェックされている仕組みが最低限必要であるという趣旨で制定したものであり、特別会員にあっては、当然行うべきものであると考えております。</p> <p>なお、検査のやり方として、所属長の承認を得る態勢を</p>

項番	該当条文	意見	考え方
			<p>とっているところにあつては、その手続を得たうえで売買を行っているか等の検査が考えられます。また、誓約書や確認書の徴求により確認する方法やヒアリング等により確認する方法等も社内規則が遵守されているような形であれば、それもやり方の1つであると考えます。</p>